

第11回 檜葉町復興整備協議会特別会議 議事録

日 時 令和元年7月31日(水) 13:30~14:00
場 所 福島県庁本庁舎5階 正庁
復興整備事業 檜葉町復興整備計画変更(案)について
4haを超える農地転用が必要となる土地利用方針の変更について
出席者 復興庁 福島復興局 参事官 石山 治之
農林水産省 東北農政局農村振興部農村計画課 課長 松澤 智亮
福 島 県 企画調整部土地・水調整課主幹兼副課長 坂内 健二
企画調整部地域政策課 課長 加藤 靖宏
農林水産部農業担い手課 課長 星 源昭
土木部都市計画課 課長 服部 雅道
土木部まちづくり推進課 主幹 唐橋 薫
檜 葉 町 総務課 課長 磐城 恭
新産業創造室 主任主査 市毛 祥吾
復興推進課 主任主査 坂本 裕(事務局)

○協議内容

1 開会(檜葉町復興推進課主任主査)

- ・出席者紹介
- ・会議の公開についての報告
- ・議長紹介

檜葉町復興整備協議会規約第9条第1項の規定により、檜葉町総務課長が議長となる。

2 議長あいさつ(議長:檜葉町総務課長)

3 現状と課題

(議長:檜葉町総務課長)

それでは、議事に入ります前に檜葉町の現状と課題について、檜葉町から説明させていただきます。

(説明者:新産業創造室 主任主査)

それでは、檜葉町の現状と課題についてご説明いたします。

【別紙「現状と課題」により説明】

(議長:檜葉町総務課長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

4 議題

(議長：檜葉町総務課長)

それでは、議事に入ります。

本日、協議する事項は、産業再生エリア整備事業の第3期分の実施にあたり、4haを超え農地転用が必要となることから、これを記載した土地利用方針の変更でございます。

なお、協議の進め方ですが、檜葉町から計画変更の概要と事業内容について説明の後、土地利用方針について、復興特区法第49条第1項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますので同意について確認させていただきます。

檜葉町から復興整備計画変更（案）について説明願います。

(説明者：新産業創造室 主任主査)

それでは、檜葉町復興整備計画変更（案）についてご説明申し上げます。

【様式第2及び構想図、総括図、様式第8により説明】

(議長：檜葉町総務課長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(議長：檜葉町総務課長)

土地利用方針については、復興特区法第49条第1項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局の松澤様、土地利用方針の変更について、同意することに御異議ございませんか。

(出席者：東北農政局農村振興部農村計画課長)

ご説明のありました、檜葉町復興整備計画変更（案）土地利用方針の変更につきましては、異存ありません。

(議長：檜葉町総務課長)

土地利用方針の変更につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものとします。

以上で、議事を終了いたします。

尚、本日協議しました「檜葉町復興整備計画変更案」については、異議ないものとし、復興特区法第50条第1項の規定に基づき、計画を公表することで農地転用の許可について農林水産大臣の許可があったものとみなされます。計画変更については、8月2日（金）に町HP等で公表したいと考えております。

円滑な審議に御協力いただきありがとうございました。

4 閉会（檜葉町復興推進課 主任主査）

○協議結果

4 h a を超える農地転用が必要となる土地利用方針の変更について、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づく農林水産大臣の同意を得た。